

○小規模貯水槽水道の指導管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小規模貯水槽水道(以下「貯水槽水道」という。)の管理に必要な事項及び汚染事故発生時における措置を定めることにより、清浄な飲料水の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 貯水槽水道の管理は、設置者が自ら責任をもって行うものであり、上下水道事業の管理者(以下「管理者」という。)は、この要綱の目的を達成するため、設置者の協力のもとに指導を行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模貯水槽水道 簡易専用水道・専用水道・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)適用水道のいずれにも該当しない受水槽以下の水道設備で、受水槽の有効容量が10m³以下のものをいう。
- (2) 設置者 貯水槽水道の所有権を有する者又は管理の権限を有するものをいう。
- (3) 貯水槽 受水槽、高置水槽、圧力水槽をいう。
- (4) 衛生行政 小規模貯水槽水道の所在地を管轄する保健所等をいう。

(責務)

第4条 設置者は、管理者に小規模貯水槽水道設置届(様式第1号)を届出し、貯水槽水道の管理を自主的に行うとともに、この要綱に基づいて行う管理者の指導に協力するものとする。

2 管理者は、この要綱の適正な運用に努めなければならない。

3 衛生行政と管理者は、この要綱に基づいてその業務を円滑に遂行できるよう努めなければならない。

(設置者の措置)

第5条 設置者は、貯水槽水道について次に掲げる措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 貯水槽水道を設置した者は、変更又は廃止するときは、速やかにその旨を管理者に小規模貯水槽水道変更(廃止)届(様式第2号)を届け出ること。
- (2) 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。
- (3) 大和郡山市水道事業給水条例施行規程(昭和36年8月大和郡山市水道局管理規程第2号)第9条の2第2号により、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査及び残留塩素の測定を、1年以内ごとに1回、定期的に行い、その結果異常が判明したときは、直ちに衛生行政及び管理者に連絡してその指導を受けること。
- (4) 貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。
- (5) 貯水槽水道は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。

(管理者の業務)

第6条 管理者は、前条に規定するもののほか、管理に必要な指導を行うこと。

- (1) 小規模貯水槽水道台帳を作成し、これを整理して保管すること。
- (2) 貯水槽水道の管理に関する使用者の相談に応じるとともに、必要な対応を図ること。
(設置者の汚染事故発生時の措置)

第7条 設置者は、貯水槽水道に汚染事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに衛生行政及び管理者に通報するとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 当該貯水槽水道の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止の措置をとること。
- (2) 速やかに汚染の原因を除き、貯水槽水道の復旧を図ること。
- (3) 給水停止等の措置をとった場合は、代替水を確保すること。
- (4) 貯水槽水道が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確保してから給水を開始すること。

(管理者の汚染事故発生時の業務)

第8条 管理者は、貯水槽水道に事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、次に掲げる措置を行うよう努めなければならない。

- (1) 管理者は、設置者が実施した汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めたときは、前条の規定に従って適切な措置をとるよう、貯水槽水道の設置者を指導すること。
- (2) 管理者は、事故の内容を的確に把握し、設置者に対する指導が円滑に行えるようにすること。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以前に設置された貯水槽水道にも適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

様

所有者住所
 所有者氏名
 電話番号
 (法人にあつては、その名称、所在地
 及び代表者の氏名)

小規模貯水槽水道設置届

小規模貯水槽を設置したので、下記のとおり届け出ます。

記

お客様番号				台帳番号			
設置場所	工事場所						
	通称名						
	申込者氏名						
設置者	氏名						
	住所						
	電話番号						
管理人	氏名						
	住所						
	電話番号						
施工	竣工年月日						
	指定工事事業者						
	清掃業者						
貯水槽呼称	1 屋内地下式 2 屋内地上式 3 屋外地下式 4 屋外地上式						
貯水槽容量	t	実口径	mm	私設メーター口径	mm		
世帯割	有. 無	階数	階	高架水槽	有. 無	私設メーター数	個
構造	1 FRP 2 コンクリート 3 ステンレス鋼板 4 鋼板 5 その他						
用途種別	1 専用住宅 2 共同住宅・マンション 4 寮 5 旅館ホテル						
	6 雑居ビル 7 店舗 8 事務所 9 工場						
	10 病院 11 学校 12 県営住宅 13 市営住宅						
	14 公共施設 15 その他						

年 月 日

様

所有者住所

所有者氏名

電話番号

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

小規模貯水槽水道変更(廃止)届

下記のとおり変更(廃止)したので届け出ます。

記

1 施設 の 名 称

2 施設 の 所 在 地

電話番号

3 変 更 事 項

変更前

変更後

4 変 更 (廃 止) 年 月 日

年 月 日